

四番丁スクエア本館自動販売機設置事業者公募選定要項

この要項は、四番丁スクエア本館に設置する自動販売機の設置事業者を公募選定する手続きについて、必要な事項を定める。

高松市は、見積書を提出した者の中から最も有利な条件を提示した者を、この要項に基づき設置事業者として選定する。

1 業務発注者

高松市番町一丁目8番15号
高松市創造都市推進局 文化財課

2 設置場所

高松市番町一丁目5番1号
四番丁スクエア本館1階廊下

3 設置台数

1台

4 業務内容

別紙仕様書のとおり

5 期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(使用許可の期間は上記の期間とするが、自動販売機設置の必要性や設置事業者の管理運営状況を勘案して、支障がないと判断できる場合は、選定時の見積内容を変更しないことを条件に、当初許可日から5年を限度に、引き続き、同一事業者の使用を許可することができるものとする。)

6 応募資格

個人でも法人でも応募することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、応募できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「施行令」という。）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 個人の場合は、高松市内に住所がない者。法人の場合は、高松市内に本店又は支店・営業所がない者。
- (3) 公共施設での清涼飲料水自動販売機設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）の実績を有していない者。
- (4) 高松市税の滞納がある者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者。

7 選定方法

提出期間内に提出された書類の内容を審査し、次の要領で選定する。

- (1) 見積書に記入された販売手数料の率が、最も高い者を選定する。
- (2) (1)の場合で、同率の者が2人以上あるときは、くじの方法により、選定する。
- (3) 市長は、緊急やむを得ない理由により、本件業務を行うことができないと認めるときは、本件業務を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本件業務見積参加者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

8 提出書類

(1) 見積書

ア 所在地、会社名及び代表者名（個人の場合は、住所及び氏名）、仕様書に掲げる条件を満たすことについて同意する内容、販売手数料の率（例：売上げの〇〇%）を記入すること。（見積書記入例参照）

イ 訂正した場合は、訂正箇所に必ず押印すること。ただし、販売手数料の率の訂正は認めない。

ウ 宛先は、「高松市長」とすること。

エ 日付は、平成31年2月18日から同月22日までの間とすること。

オ 件名は、「四番丁スクエア本館自動販売機販売手数料見積書」とすること。

(2) 誓約書

公共施設での清涼飲料水自動販売機設置業務（自らが管理運営するものに限る。）の実績を記入すること。

9 提出期間及び提出先

平成31年2月18日（月）から同月22日（金）まで

下記提出先への持参又は郵送による。

持参の場合は、上記期間内の各日午前9時から午後4時までとする。

郵送の場合は、平成31年2月22日午後4時必着とする。

〒760-0017 高松市番町一丁目5番1号

高松市埋蔵文化財センター（四番丁スクエア内）電話 087-823-2714

10 選定結果の通知

平成31年3月20日を目途に通知する。

なお、結果に関する一切の質問及び異議には応じないものとする。

11 選定後の提出書類

- (1) 商業・法人登記の現在事項証明書（個人の場合は、住民票記載事項証明書）の写し（発行後3か月以内のもの）
- (2) 高松市税の滞納がない旨の証明書の写し（発行後3か月以内のもの）

なお、選定された者が、必要な書類を提出しない場合又は応募資格に反することが明らかになった場合は、当該選定を取り消し、次順位の者を繰り上げるものとする。

12 見積書提出に当たっての注意事項

件名及び見積日時を確認の上、高松市契約事務担当員の指示に従い、提出してください。

(1) 次のいずれかに該当する見積書は、無効とします。

ア 連合その他不正な行為によってなされたと認められるもの

イ 同一の見積りについて2以上の見積書を提出したもの

ウ 販売手数料の率、氏名若しくは印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明であるもの

エ 販売手数料の率を訂正したもの

オ 鉛筆等の容易に訂正可能な筆記用具で記載したもの

(2) 提出した見積書は、引換え、書換え又は撤回をすることができません。

13 周知事項

(1) 市と取引のある方及び市職員は、不正経理（架空の物品購入等その他市の契約業務における経理上の不正又は不当な行為）を受け入れ、又はこれに関与することは禁止されています。市の職員から万が一、不正経理を求められた場合は、市の内部公益通報制度等により通報してください（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。また、市の入札参加資格者名簿に登載された者が不正経理に関与した事実が明らかになった場合には、高松市指名停止等措置要綱による措置の対象となります。

(2) (1)のほか、売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

(3) 四番丁スクエア本館自動販売機設置にかかる現場での説明会は実施しませんので、設置場所の確認を希望される場合は、開館時間内に直接事務所へお越しください。（休館日：土・日曜日、国民の休日）

なお、御来館の際は、必ず事前に御連絡ください。

高松市埋蔵文化財センター 電話 087-823-2714